

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

玉名市

2 構造改革特別区域の名称

玉名市福祉輸送特区

3 構造改革特別区域の範囲

玉名市の全域

4 構造改革特別区域の特性

玉名市は、熊本県の北部に位置し、面積は 91.29 平方km、人口は平成 15 年 4 月末で 45,663 人、65 歳以上の人口比率は 23.6%です。熊本市と福岡県大牟田市の中間に位置し、有明海、小岱山、菊池川と多様な自然環境に恵まれた田園都市である一方で、九州看護福祉大学の設立や九州新幹線新玉名駅の設置決定など県北部の拠点都市として発展してきました。

公共交通機関は、民間 2 社のタクシー事業者、ＪＲ、民間バス 1 社の路線があります。これらの公共交通機関では歩行困難者や車イス利用者のための特殊な設備を有した輸送手段を持っていないため、高齢者や身体障害者等移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保されていません。

1・2 級の身体障害者手帳を持つ肢体不自由児・者が 981 人、要介護認定者が 2,011 人うち要介護度 4・5 が 441 人おり、毎年、移動制約者が増加しています。そこで本市は、高齢者で常時介護を必要とし臥床での生活している方または著しく歩行困難な方を対象に、恒常的な通院は認めない、入院や退院等の無償移送サービスを社会福祉協議会に委託しています。だが、車両 1 台で常時、運転者や介助者などの確保はしておらず、予約が必要のため十分な対応ができない状況です。また、ＮＰＯ法人の無償ボランティア移送は、会員制であり経営的に絶対数が制限される状況です。

よって、移動制約者には外出が制限され、家族の輸送負担は大きくなっており十分な輸送サービスが確保されてない状況です。

5 構造改革特別区域計画の意義

玉名市健康なまちづくり市民座談会では、「高齢者および障害者の移動の確保に関する懇談会」を催し、住民と行政が論議しました。懇談会の中では、「高齢者や障害者の社会参加の促進や健康づくりの観点から、今よりさらに利便性と効率性の高い移動手段の確保を」という住民の厚い要望があ

り、行政と住民がパートナーシップを育みながらまちづくりを協働で取り組むことを話し合いました。

移動制約者の移動手段の確保という地域的課題をNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業を実施することによって、事業に活力を与え、利用者や家族に安全にかつ迅速な対応が可能になります。そこで、地域住民の生活の質の向上と協働社会が図られます。

また、家族の送迎時間などの負担軽減や就労継続を可能にし、家族の不安も解消できます。

6 構造改革特別区域計画の目標

要介護高齢者や身体障害者などの移動制約者の生活の利便性を向上させ家族の介助や送迎の負担を大幅に軽減して、家族等の無理のない就労を可能とするためには、NPO等の民間活力など地域資源の有効活用と利用促進による地域福祉サービスの拡大と質の向上が不可欠です。

そのため、従来から本市が取り組んできた社会福祉協議会の移送サービスと特区におけるNPO法人の特定事業により、移動制約者に低廉な輸送サービスを提供して、福祉サービスと医療サービスとを線で結ぶ総合的な地域福祉サービスを展開し、効果的なサービス利用システムを構築します。

これにより、本市が目指す、福祉先進地域としての「住み慣れた地域で、生きがいを持って安心して暮らせる社会」の実現を図ります。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

居宅介護サービス事業所に、外出支援サービスについて調査したところ移動制約者は、独居・高齢者世帯・家族同居であれ、多額な運賃を負担し通院や買物に行くのに困難があり、家族にも仕事関係で頼みづらい傾向があります。また、市街地に住む方は、無理をして杖歩行など行い体調不良につながり、郊外に住む方は、バスのステップを上げられないなど課題があります。

本特例措置の適用により、当初は調査で把握した移動制約者60名とNPO法人会員30名の合計90名程度の利用が考えられます。

利用者の家族負担の軽減をはじめ、社会参加への促進や福祉や医療のサービスが受けやすくなり、施設入所や病院の社会的入院を減少させる効果があります。また、目的地までの運転と付き添いが可能になり精神面のケアや日常生活の向上につながっていきます。

高齢化の進展により、今後において利用者の増加は必至です。介護保険制度が施行された平成12年4月の人口は46,191人、3年後の15年3月に

は 504 人減少している反面、65 歳以上の人口は 741 人増加し、高齢化率が 21.76%から 23.62%と 1.86 ポイントも上昇し、今後もこの傾向は続くと予想しています。要介護認定者も同比較で 1,310 人から 1,886 人となり認定率が 13.03%から 17.45%と 4.42 ポイントも上昇しています。現在の要介護認定者は 2,011 人おり、居宅の要介護認定者 1,093 人に対する特定事業の需要はますます増え民間福祉サービスの充実が高まり、新たな雇用創出は地域活性化につながります。

8 特定事業の名称

NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業

9 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

関連事業

○玉名市移送サービス事業

玉名市が社会福祉協議会に委託した事業です。対象者は、公共交通機関の利用できない概ね 60 歳以上の高齢者で、常時介護を必要とした臥床での生活を送っている方及び重度身体障害者に限定され、恒常的でない福祉施設や医療機関の入退所の移送に限り無償で実施しています。

運送体制は、申請書を事前に市又は社協に提出後、福祉車両 1 台のため日程調整のうえサービスを開始します。利用対象者がサービスを利用するとき家族等の介護者を原則として同乗させます。利用時間は、平日の 9 時から 16 時までと制約があります。運転手は、社協の職員とシルバー人材センターの職員に依頼し運行しています。利用状況は、平成 14 年度は月平均 10.6 回の利用で平成 15 年度 4 月～8 月の平均は 18.2 回の利用になっています。

現況から、利用対象者がサービスを受けるにも、すぐに対応できない不十分な体制です。改善するにも専任の職員や経費等に余裕がない状態で、低所得者対策にもつながっているため現状を維持したい方針です。

公共交通機関には、福祉車両がないため特定事業が開始されると、利用対象者を限定しているためサービス利用者の範囲が広がり、恒常的にサービスが利用できて住民の福祉の向上につながります。また、特定事業と併用して利用することにより、家族等の経済的負担や就労時の負担の軽減につながり地域の活性化になります。

○玉名市障害児放課後及び夏休みデイサービス事業

事業の目的は、障害児の放課後及び夏期休業中にデイサービスを行うことにより、児童の健全育成と当該児童の家族の介護負担の軽減を図ります。

事業の概要は、平日の放課後や夏休みの期間中に、養護学校等若しくは特殊学級に在籍する児童生徒についてNPO・社会福祉法人での一時預かりを実施し、当該児童生徒の通学・通所等に付き添って移動の介助等を実施する市町村に対する県からの2分の1補助事業です。

○ボランティア団体の支援事業

ボランティア活動などの社会参加活動を促進すると共に、NPOの活動を支援し、新たなパートナーシップの構築を図ります。

輸送サービスでは、玉名市移送サービス事業のみに依存することなく、福祉輸送が実施できるNPOや社会福祉法人等の設立を目指します。

○玉名市地域ケア会議

障害者や要介護高齢者の介護予防、生活支援の観点から総合相談や福祉サービス調整並びに福祉輸送サービスの相談等、関係機関まじえて検討するシステムを構築します。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

特定事業番号：1206

NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内のNPO法人、社会福祉法人等

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

特区内のNPO法人や社会福祉法人等が、国土交通省から道路運送法第 80 条の許可を受けて、要介護高齢者や身体障害者等の移動制約者について、福祉車両を使用し有償運送を行います。

認定当初から特定事業を実施する者として、特定非営利活動法人地域たすけあいの会を予定しています。

5 当該規制の特例措置の内容

(1)特例措置の必要性

玉名市内には、福祉車両を所有するタクシー事業者など公共交通機関がありません。身体障害者や要介護高齢者の移動制約者に十分な福祉輸送ができないことから、NPO法人等がボランティア輸送を行うことは、移動制約者やその家族等の福祉の向上につながり必要なものです。また、自家用車では移動困難な移動制約者における社会参加を促し、外出支援の拡大を図ります。

(2)要件適合性を認めた根拠

適正な事業実施を確保するために、有償運送の条件について確認するとともに運営協議の場を設置し、問題点等について速やかに報告できる体制を整えました。

〔参考〕

資料 1 玉名市福祉輸送特区有償運送協議会設置要綱

資料 2 玉名市福祉輸送特区において判明した問題点等に係る報告体制

「構造改革特別区域基本方針」における特定非営利活動法人等に係る条件について

（当初から本特例措置の適用を受けることを想定している実施主体である

「特定非営利活動法人地域たすけあいの会」について例示。)

ア 運送主体について

輸送の主体は、道路運送法第 7 条の欠格事由に該当しない者で、玉名市長から具体的な協力依頼を書面により受けたものとし、当該規制の特例措置の内容に掲げる要件を全て満たした平成 11 年 10 月、特定非営利活動法人認証書熊本県指令県民第非営利 9 号を授与している「地域たすけあいの会」とします。

イ 運送の対象者について

「単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者」の範囲については、協議会において決定する予定です。

当該範囲に該当する者であるか否かについては、県が交付している身体障害者手帳若しくは療育手帳又は要介護認定における要介護度を確認します。また、原則として予め登録した会員並びにその家族及びその同伴者とし、会員は玉名市内に住所を有する者とし、運送の発地又は着地のいずれかが原則として本市の区域内にあることを条件とします。

ウ 運送する車両について

同法人は、スロープ車等特殊な設備・装置を設けた車両を 2 台有しており、当該車両を用いてボランティア輸送を行います。

エ 運転者について

同法人には、普通第 2 種免許を所持する者は一人います。他の者が運転する場合、「十分な能力及び経験を有している」か否かについては、協議会においてその要件を決定する。当該要件に該当する者については、運転者として認めることとします。

オ 車両保険について

福祉車両 2 台の保険は次のように加入し、この車両で輸送します。

対人・対物賠償： 無制限

搭乗者傷害：1 名につき 1,000 万円入院日額 7,500 円通院 5,000 円

対人賠償：無制限、対物 1,000 万円人身障害 1 名につき 3,000 万円

カ 運行管理体制等について

運行管理体制等については、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 80 条第 1 項に基づく申請までに整備します。

キ 道路運送法第 7 条の欠格事由について

道路運送法第 7 条各号の規定に該当しない旨の宣誓書の提出を求めます。